

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月6日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第10号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第10号を次のように改める。

(10) 道路において、次のアからウまでのいずれかに該当する実証実験をすること。

ア ロボットの移動を伴う実証実験

イ 人の移動の用に供するロボットの実証実験

ウ 自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。